

◆ B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書

意見案第3号

B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書

平成18年6月最高裁判所は、道内のB型肝炎患者の方々が、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、注射針・筒を連続使用した集団予防接種にあるとして国の損害賠償を求めた裁判において国の責任を認めた。

その後、道内の多くのB型肝炎患者の方々が国に対し損害賠償を求め提訴していた裁判において、本年3月札幌地方裁判所は和解勧告を行い、国は勧告を受け入れ協議に応じる方針を決定している。

よって、国においては、解決策を示し、早期全面解決に向けた誠実な協議を開始するよう強く要望する。

記

- 1 国は無症候性キャリアを含むB型肝炎訴訟を全面的に解決するため、一日も早い和解を実現させること。
- 2 肝炎患者にとって経済的負担の心配のない医療費助成制度の整備をすすめること。
- 3 肝炎患者に対する差別・偏見をなくすため正しい知識の啓発活動をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月29日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣